

柏原市自転車等駐車場・柏原市自動車駐車場

指定管理者募集要項

令和7年7月

柏 原 市

目 次

1	指定管理者選定の目的	2
2	対象施設	2
3	指定管理業務の範囲及び内容	2
4	管理運営について	3
5	指定管理に係る権限	4
6	指定予定期間	5
7	備品、物品等の管理について	5
8	経理等について	5
9	事業報告及びモニタリング等について	7
10	募集に際しての基本条件	7
11	応募の手続き	10
12	応募にあたっての提出書類	11
13	指定管理者候補者の選定	13
14	指定管理者の指定	14
15	協定の締結	14
16	問い合わせ先	16

柏原市自転車等駐車場・柏原市自動車駐車場 指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的

指定管理者制度は、議会の議決を経て指定管理者となることで、指定管理者に利用許可の権限など、基本的な施設管理権が付与される制度です。

本市では、公の施設である柏原市自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）及び柏原市自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理者を募集します。

2 対象施設

自転車等駐車場 18 か所

自動車駐車場 2 か所

（詳細は柏原市自転車等駐車場・柏原市自動車駐車場管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）別紙 1－①②のとおり）

3 指定管理業務の範囲及び内容

対象施設における指定管理業務の範囲・内容については、次のとおりです。

詳細については別添仕様書をご覧ください。

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市との協議が必要です。

- （１）施設の保守管理業務
- （２）機械式入退場システム等の導入に関する業務

現在有人で管理運営している自転車等駐車場について、別紙「柏原市自転車等駐車場機械式入退場システム等整備計画」に基づき、本施設の目的を達成するために最適な規模の駐車機器又はゲート、定期更新機を指定管理者で設置してください。ただし、一時利用に対応する駐車機器は、計画に定める最低必要台数を基本とし、提案を行って下さい。（ゲート式の場合はこの限りではございません。）

なお、導入の手法について、購入、リース等は問いません。機器の支払い方法は、現金、キャッシュレス支払いに対応するものとし、キャッシュレスの支払い内容については、提案事項とします。多種類のキャッシュレス決済に対応することを期待します。

機器設置後、指定管理者で保守及び入退場に係る管理運営を行います。（自動車駐車場には機械式入退場システムを導入済み）

設置の詳細な内容・スケジュールを指定管理者で提案を行ってください。

様式については問いません。

指定管理運営後は、設置した機器を指定管理者の費用で撤去し、撤去スケジュールについては、運営に支障のないよう、市と協議することとします。

- (3) 対象施設の利用に関する業務
- (4) 対象施設の利用料金徴収業務
- (5) 整理誘導業務
- (6) 保安業務
- (7) 附帯設備の保守管理業務
- (8) 備品の整備・保守管理業務

自転車等駐車場及び自動車駐車場に設置している老朽化している既存の防犯カメラの交換を実施します。

計画については、別途「柏原市自転車等駐車場・自動車駐車場防犯カメラ修繕計画」をご参照下さい。なお導入の手法については、購入・リース等はありません。施工については、令和8年度中に実施してください。

施工内容及びスケジュールについては、提案をお願いします。

指定管理運営後は、設置した機器を指定管理者の費用で撤去することとし、撤去スケジュールについては、運営の支障にないよう、市と協議することとします。

- (9) レンタサイクル業務

柏原市自転車等駐車場条例及び条例施行規則により、柏原駅東自転車駐車場・高井田駅第1自転車駐車場・国分駅西第1自転車駐車場の3箇所では、レンタサイクル業務を指定管理業務として、行っていただきます。

3箇所以上の自転車等駐車場での運営についても、提案できるものとします。

レンタサイクル業務で使用する自転車については、指定管理者の持込により、運用していただきます。

レンタサイクルに係る一切の経費は、指定管理者の負担としますが、利用料金については、指定管理者の収入とします。

- (10) その他必要な管理運営業務

4 管理運営について

- (1) 法令遵守

市の公の施設である対象施設の管理運営を行うにあたり、関係法令、条例等の規定を遵守してください。ただし、条例施行規則については、令和7年度中に改正を予定しています。

- (2) 管理運営方針

対象施設は、駅前の駐車需要に応じ、自転車・原動機付自転車(新基準原付含む)・普通自動二輪車(125cc以下)「以降「自転車等」という」及び自動車を利

用する市民の利便に資するとともに良好な生活環境を保持するために設置しており、その施設の設置目的を理解のうえ、利用者に対する質の高いサービスの提供と適切な管理運営を行ってください。

(3) 施設の維持及び保存の方針

各施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえですべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な使用を図るよう適正な維持・保存を行ってください。

(4) 施設の開場時間

① 自転車等駐車場

駐車機器導入後の自転車等駐車場は24時間、全日(年中無休)開場するものとします。

ただし、導入前は全日(年中無休)、午前6時30分から午後10時30分までを一日単位とします。

② 自動車駐車場

24時間、全日(年中無休)開場するものとします。

(5) 人員配置

人員配置については、清掃・巡回・レンタサイクルの受付等、管理運営に支障のない範囲内で、指定管理者で提案を行ってください。様式については問いません。

詳細については、仕様書をご参照ください。

5 指定管理者に係る権限

(1) 対象施設の利用の承認及び取消し、減免・還付に関すること

柏原市自転車等駐車場条例及び同施行規則、柏原市自動車駐車場条例及び同施行規則に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行ってください。

(2) 対象施設の維持管理に関すること

(3) 対象施設及び設備の改修、整備に関すること

対象施設の設置目的に損なわない範囲で、指定期間終了時に原状回復することを条件として、指定管理者が自主的に施設の一部を変更、改修、整備していただくことを可能とします。ただし、事前に市との協議、承認が必要となります。

(4) 自主事業の実施に関すること

指定管理者自らが対象施設の管理運営事業について、自主的にサービスを提供することができます。指定管理者の独自の発想による創意工夫にあふれた事業を提案してください。その場合は、事前に市と協議するものとし、その事業に係る経費については、指定管理者が負担するものとします。

設置目的外の提案があった場合は、行政財産使用許可申請を提出していただきます。収益を目的とする行政財産使用の場合は、行政財産使用料条例及び

同施行規則に基づき、使用料を市へ納入していただきます。また、駐車場の敷地を使用する場合は、当該駐車場の電気料金を一部負担していただきます。

6 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの 10 年間を予定しております。

ただし、柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 11 条に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、市議会の議決後、市が指定した日に確定するものとします。

7 備品、物品等の管理について

指定管理者に貸与する備付けの備品等は、別表「備品リスト」のとおりですので、適正な管理を行ってください。

また、指定管理者は、あらかじめ市と協議を行った上で、市が貸与する備品・物品等が経年劣化等により業務の用に供せなくなった場合は、指定管理料により当該備品・物品等を調達するものとします。

なお、当該備品・物品等の帰属については、協議のうえ決定するものとします。

このほか、指定管理者は、あらかじめ市と協議を行った上、任意に備品・物品等を調達・購入し、業務に供することができるものとします。指定管理者が任意に調達した備品・物品等の指定管理期間終了時の取扱いについては、指定期間終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、市が承認した場合は、この限りではありません。

8 経理等について

(1) 利用料金

本施設は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める「利用料金制度」を採用します。自転車等駐車場及び自動車駐車場の利用料金、レンタサイクル事業の収入及び自主事業等の収入はすべて指定管理者の収入とし、これらの収入によって施設の管理運営費を全て賄っていただきます。

利用料金については、柏原市自転車等駐車場条例別表 2 の 1 及び 2、柏原市自動車駐車場条例別表に定める料金の上限の範囲内で、料金設定を指定管理者で提案してください。(自転車等駐車場・自動車駐車場の料金、レンタサイクル料金)

また、長期契約割引・学生割引等、割引制度についても、提案事項とします。

ただし、長期契約割引については、3 ヶ月定期・6 ヶ月定期のみとします。

今後市において条例改正を行った場合は、改正後の条例で規定する額を上
限額としてください。改正後の利用料金の設定は、市と事前に協議し、決
定するものとします。

(2) 納付金

納付金について、令和 8 年度の納付はございません。令和 9 年度以降は毎
年度自転車等駐車場の土地賃借料分年額 15,587 千円を納付金として納
付して下さい。年額 15,587 千円以上の納付金については、提案とします。
事業利益から最低納付金を差し引いた額より何%納付できるか提示して下
さい。

※例 事業利益総額 20,000,000 円－最低納付金 15,587,000 円=合計
4,413,000 円

提示額 20% $4,413,000 \text{ 円} \times 0.2 = 882,600 \text{ 円 (納付金)}$

(3) 指定管理料

指定管理期間の 10 年間は、市からの指定管理料の支払いはございません。
自転車等駐車場・自動車駐車場収入、レンタサイクル収入、自主事業の収
入で運営費を賄っていただきます。

(4) 自主事業

自主事業の収入は、指定管理者の収入として収受していただきますので、
創意工夫し、増収に努めるとともに、利用率の向上を図ってください。た
だし、当該自主事業に係る経費については、指定管理者の自ら負担する経
費によるものとし、この場合は、収支予算書【自主事業分】(様式第 3 号の
②) に収支予算を示してください。

また、自主事業において収益が見込まれる場合は、事前に市の承認を得て
指定管理者の収入とすることができるものとし、その収益の全部又は一部
を管理運営経費から差し引く提案ができます。

(5) 災害対応等に係る経費

地震、台風等の災害の発生時における施設利用を円滑に行うため、仕様書
に定めるところに従い、対象施設において市が行う災害への対応に協力す
ることにより指定管理者に追加的に生じる経費(以下「災害対応に係る追
加的経費」という。)の取扱いについては、市と指定管理者で協議し決定し
ます。

(6) 収支の見直し等

5 年後の令和 12 年度に市と指定管理者で過去 5 年間の収支状況の見直し
を実施し、今後 5 年間の運営内容を協議するものとします。

また、今後、指定管理期間において、天災等の指定管理者の不可抗力による
事案の発生により、収入が大幅に減少した場合は、市と指定管理者で運営内
容の見直しの協議を行うこととします。

9 事業報告及びモニタリング等について

(1) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、施設の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市へ提出してください。

ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出してください。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 管理経費の収支状況
- ⑤ その他公の施設の管理実態を把握するために市が必要と認める事項

(2) 事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度末までに、次年度に予定する事業実施計画書等を市へ提出してください。

(3) 業務進捗状況報告書の提出

事業の進捗状況については四半期ごとに提出してください。報告内容については、市と協議してください。

(4) 業務報告の聴取等

施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うものとします。

(5) モニタリングの実施

指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、本市の「指定管理者制度導入施設のモニタリング指針」に基づき、モニタリングを行います。

10 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

- ① 法人その他の団体であること。(法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人では申請することができません。)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第5

4号)に抵触する行為を行っていないこと。

- ⑥ 指定申請書提出期限の日において、柏原市入札参加資格業者指名停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- ⑦ 指定申請書提出期限の日から起算して過去4年間において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- ⑧ 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者の統制下でない法人又は団体であること。
- ⑨ 施設の管理運営を円滑かつ安定して実施するために必要な資格等を有していること。

（2）指定管理者として果たしていただくべき責務

指定管理者に指定された場合、施設の管理・運営を行うにあたり、次の①から⑨について、遵守していただくことになります。

① 平等・公平な取扱い

自転車等駐車場及び自動車駐車場は、自転車等及び自動車を利用する市民の利便に供するための「公の施設」であり、地方自治法第244条第2項及び第3項に基づき、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いを行い、差別的な取り扱いが無いようにしてください。また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

② 守秘義務

施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用することはできません。指定期間が終了した後も同様です。

③ 個人情報の保護について

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令の規定が適用されます。個人情報の取扱いに関する管理規定を定めることや、個人情報の保護対策を十分に行ってください。

④ 情報公開について

指定管理者は、施設の管理業務により保有することとなった文書の公開について、柏原市情報公開条例（平成12年柏原市条例第23号）の規定に基づき、必要な情報の公開を行うための措置を講ずるものとします。

⑤ 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴って作成し、又は受領した文書等は、法人等及びグループ内部において別途文書管理に関する規定等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了後において、市の指示に従って

引き渡していただきます。

⑥ 保険への加入

対象施設における事故等に備え、施設賠償責任保険、動産総合保険等適切な保険に加入してください。

⑦ 指定管理者名等の表示

本施設が、指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名・住所・連絡先を施設内に表示するとともに、利用料金表もあわせて明記してください。

⑧ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働関係法令を遵守してください。

⑨ 人権研修の実施

指定管理者は、施設の管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、十分な啓発と研修を行ってください。

⑩ 男女共同参画等に関する取組について

育児・介護への取組やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策など法に基づく整備を行ってください。また、具体的な内容を事業計画書に記載してください。

⑪ 障害者差別解消に関する取組について

障害者への理解を深め、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供等に際し不当な差別的取り扱いをしないこと。また、障害のある方から社会的障壁を取り除くための何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に合理的配慮を行うことなど、障害者差別解消法に基づく対応を行ってください。

⑫ 障害者法定雇用率の達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で障害者法定雇用率を達成できていない場合は、障害者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

⑬ 市内事業者の活用

市内の地域経済活性化のため、備品・消耗品の購入、印刷物の作成や施設の修繕の際は、市内事業者を積極的に活用するよう努めてください。

⑭ 市内の在住者の雇用

市内在住者の雇用確保に積極的に努めてください。

⑮ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全などを確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事件などの危機事象の発生時において、市を

はじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。大規模な災害が発生した場合は、市の指示に従い、災害対策に協力してください。

⑯ 市が実施する事業等への協力

市が提供する交通安全や防犯等のポスターの掲示や市が施設において実施する事業については、積極的に支援、協力してください。

⑰ 環境問題への取組

地球規模の環境保全のため、駐車場における節電には、積極的に取り組むとともに、市が取り組む省エネルギー、省資源等への取組に協力してください。

⑱ 調査・報告への協力

施設に係る市、府、国等が実施する各種調査・報告については速やかに対応してください。

⑲ リスク管理

会社の倒産、指定管理取消し等が発生し、継続して駐車場の管理運営が困難となった場合、持込を行った機械式入退場システム等・防犯カメラその他動産の取り扱いについて、対応策を提示してください。

1 1 応募の手続

※応募に係る経費は応募者の負担となります。

(1) 募集要項の配布及び場所

① 募集要項の配布期間

令和7年7月7日(月)から令和7年7月18日(金)まで
午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く)
※柏原市ウェブサイトからダウンロードできます。

② 配布場所

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55

柏原市役所 都市デザイン部 交通政策課

電 話 072-971-2263(直通)

FAX 072-972-1541

E-Mail koutuuseisaku@city.kashiwara.lg.jp

※配布場所に取りに来られる場合は、事前に連絡をお願いします。

(2) 施設見学

日 時 令和7年7月7日(月)から令和7年7月31日(木)まで
午前9時から午後5時まで

内 容 上記期間内に担当課へ連絡の上、応募者自身で見学していただけます。

日時は、担当課が指示いたします。

見学の際は、運営に支障のないようお願いいたします。

場 所 全自転車等駐車場・自動車駐車場

対象者 本募集への応募を検討している法人

(3) 質問と回答

本要項及び本業務仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問票(様式第5号)に必要事項を記入のうえ、郵送(質問受付期間内必着)、電子メール又はファクシミリで都市デザイン部交通政策課へ提出してください。

※ 送信後に必ず送信された旨の電話連絡を平日の午前 9 時から午後 5 時までの間にお願いします。

※ なお、電話など口頭による問い合わせの受付や回答は一切いたしませんのでご了承ください。

質問受付期間 令和7年7月22日(火)から令和7年7月29日(火)まで

午前9時から午後5時まで

質問の回答 質問の回答は、質問者全員に電子メールにて連絡します。また、公表事項は質問内容及びその回答とし、質問者名は表示しません。

回答日 令和7年8月1日(金)

(4) その他

応募資格を有しないと認められる方からの質疑、施設見学は、お断りすることがあります。

1.2 応募にあたっての提出書類

(1) 提出書類

応募にあたっては、以下の書類を、都市デザイン部交通政策課に提出してください。

なお、提出書類は、次の内容を踏まえたうえで、施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に、当該施設の効率的な運営を図るための具体的な方策を示してください。

① 指定管理者指定申請書 様式第1号(第3条関係)

② 事業計画 様式第2号①

③ 事業計画の内容 様式第2号②-1、2、3、4、5

④ 市指定事業実施計画書 様式第2号③

⑤ 自主事業実施計画書 様式第2号④

指定期間に属する年度ごとに作成していただくか、年度から年度までを一つの区切り期間として作成してください。(例：令和8年度から令和10年度まで等)

⑥ 管理運営に関する収支予算書 様式第3号①

指定期間に属する各年度について作成してください。

⑦ 自主事業実施収支予算書 様式第3号②

指定期間に属する各年度について作成してください。

⑧ 法人等の概要を示す書類

ア) 法人にあっては定款その他基本約款及び登記事項証明書

法人以外の団体にあっては、会則、役員名簿その他団体を証明するもの

イ) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の直近3決算期又は、3事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録。ただし、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、収支予算書又はこれに類する書類

ウ) 法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税、地方消費税、市町村民税及び固定資産税の滞納がないことを証明する書類

エ) 代表者又は役員その他これらに準ずるものの履歴書

オ) 従業員を雇用している団体にあっては、労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

カ) その他市長が必要と認める書類

⑨ 誓約書 様式第6号

(2) 複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)⑧「法人等の概要を示す書類」及び⑨誓約書は、すべての事業者について提出するとともに「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。なお、単独で応募した法人等は、グループでの応募の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。応募書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(3) 提出部数

正本1部と、各写し9部を提出してください。

(4) 申請書提出期間及び提出場所・方法

提出期間 令和7年8月1日(金)から令和7年8月13日(水)まで
平日 午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く)

提出場所 柏原市役所 都市デザイン部 交通政策課

提出方法 持参による提出

(5) 提出書類の返却

理由の如何を問わず返却しません。

(6) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(7) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

1.3 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

① 指定管理者の候補者の選定は、柏原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。

② 指定管理者の候補者の選定にあたっては、提出書類により提案内容など一次審査を行います。二次審査に進むのは一次審査項目点の満点の6割以上の得点を得た者の上位3者とします。一次審査項目点が同点の場合は、選定委員の協議により決定するものとします。一次審査を通過した応募者を対象として、提案内容の説明（プレゼンテーション）の二次審査を行い、優先候補者及び次点候補者の選定を行います。

また、プレゼンテーションを行っていただく場合には、事前に応募者に対して選定委員会への出席を求める旨の通知を行います。

(2) 選定基準

柏原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づくものとします。

(3) 審査結果

選定委員会の審査結果については、応募者に対して速やかに通知します。

(4) 仮協定の締結

指定管理者の候補者選定後、優先候補者と細目について協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

(5) 次点候補者との交渉

優先候補者は、市との交渉優先権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになったときや協議が成立しない場合、市は次点候補者と協議を行います。

(6) 再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行う場合があります。

① 応募がなかった場合

② 応募があったものの、いずれも適切な提案ではなく、候補者が選定できない場合

③ 選定の結果を通知した後に次の事情で指定管理者に指定できない場合

ア) 議会において指定議案が否決されたとき

イ) 指定管理予定候補者が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在を無くしたとき

ウ) 応募資格がなかったことが判明したとき

- 工) 指定管理予定候補者が提出した書類の内容に虚偽のあることが判明したとき

1 4 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、柏原市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程し、可決された場合、指定管理者として指定されます。なお、議決を受けることができなかった場合や否決された場合においても、候補者が本件に関して支出した費用等については補償しません。

1 5 協定の締結

協定については、市と指定管理者が協議を行ったうえで、基本協定を締結します。基本協定の発効により、令和8年度から令和17年度まで、単年度毎に年度協定を締結します。

(1) 基本協定

1. 目的
2. 公共性の趣旨の尊重
3. 信義誠実の義務
4. 管理物件
5. 指定期間
6. 管理運営業務の内容等
7. 管理運営業務の実施
8. 業務主任者の配置
9. 指定管理料
10. 利用料金の徴収
11. 納付金の取扱い
12. 権利義務の譲渡等
13. 全部委託等の禁止
14. 法令上の責任
15. 原形変更の承認
16. リスク負担
17. 緊急時対策等
18. 暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務
19. 誓約書の徴収
20. 秘密の保持
21. 個人情報の保護
22. 個人情報の秘密の保持
23. 収集の制限

- 24. 利用及び提供の制限
- 25. 適正管理
- 26. 従事者への周知
- 27. 複写等の禁止
- 28. 資料等の返還等
- 29. 自主事業の実施
- 30. 事業計画書等の作成及び提出
- 31. 事業報告書の作成及び提出
- 32. 検査
- 33. 業務報告の聴取等
- 34. 指定管理者による指定取消しの申し出
- 35. 指定の取り消し等
- 36. 業務の引継ぎ等
- 37. 原状回復義務
- 38. 損害の賠償
- 39. 保険
- 40. 不可抗力発生時の対応
- 41. 不可抗力によって発生した費用等の負担
- 42. 不可抗力による一部の業務実施の免除
- 43. 管理運営業務内容の変更等
- 44. 目的外使用
- 45. 裁判管轄
- 46. 消費税及び地方消費税
- 47. 協定外の事項

(2) 年度協定

- 1. 目的
- 2. 管理運営業務の内容
- 3. 消費税及び地方消費税
- 4. 疑義等の決定

(3) 引継ぎ

① 指定期間前（令和 8 年 3 月 31 日以前）の事務引継ぎ

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう引継ぎを必要に応じ、随時行うものとします。

なお、引継ぎに係る必要な費用は、現指定管理者の負担となります。

② 指定期間満了前（令和 18 年 1 月～3 月）の事務引継ぎ

次期指定管理者との事務引継ぎを義務付けます。

16 問い合わせ先

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1-55

柏原市役所 都市デザイン部 交通政策課

電 話 072-971-2263 (直通)

FAX 072-972-1541

E-Mail koutuuseisaku@city.kashiwara.lg.jp